

令和5年第5回大衡村議会臨時会会議録 第1号

---

令和5年8月9日（水曜日） 午前9時00分開議

---

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	総務課長代理	関内 秀博
		総務課長補佐	
企画財政課長	残間 文広	住民生活課長	早坂紀美江
税 務 課 長	堀籠 淳	健康福祉課長	金刺 隆司
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
学校教育課長	森田祐美子	社会教育課長	大沼 善昭
参事兼指導主事	福田 美穂	会計管理者	亀谷 明美
子育て支援室長	小川 純子		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 書記 残間 頼

---

議事日程（第1号）

令和5年8月9日（水曜日）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定

第 3 議案第 46 号 令和 4 年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

---

午前 9 時 00 分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しますので、これより令和 5 年第 5 回大衡村議会臨時会を開会いたします。

ここで、皆さんに議長より申し上げます。現在、クールビズ施行中でありまして、暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。執行部におかれましてもそのようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、11 番石川 敏君、1 番山本信悟君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前 9 時 01 分 休 憩

---

午前9時33分 再開

議長（高橋浩之君） 会議を再開いたします。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 本日ここに、令和5年第5回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先日の第4回臨時会にご提案いたしました際には、議員の皆様から様々なご指摘をいただきましたことを真摯に受け止めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

改めて提案理由の説明をさせていただきます。

本臨時会へ提案いたしました案件は1件であります。

議案第46号は、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更についてであります。再度提案となりますが、原案どおりご可決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

---

---

日程第3 議案第46号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更について

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第46号、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更について。

令和4年7月28日、条件付一般競争入札に付し、同年8月12日、議会の議決を得、株式会社晃和工業と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の金額。変更前2億1,226万7,000円、変更後2億3,896万4,000円。

当該工事につきましては、令和5年8月7日工事請負契約、変更契約の仮契約を締結しております。

続きまして、議案第46号別紙で工事の概要と主な変更内容についてご説明いたします。なお、別紙の議案説明資料につきましては、主な変更内容に関する図面として別紙1図面から別紙11図面を、同じく主な変更内容に関する写真として別紙1写真から別紙10写真を、また工種ごとの変更金額の内訳を示した資料として別紙変更内訳書を添付しております。

説明は、変更図面の別紙1から別紙11でご説明を申し上げます。写真及び変更内訳書と照らし合わせながらご覧いただければと存じます。

初めに、別紙1図面の工事概要及び空調設備工をご覧いただきたいと思います。

工事の概要といたしましては、建築面積、工期等につきましては左下の枠内のおりとなっております。

工事の主な変更理由についてですが、別紙1、室外機設置図①ですが、当初設計では降雪を考慮した設計になっていなかったため室外機に除雪フードを追加するもので、これにより約64万9,000円を増額するものでございます。

次に、別紙2、室外機設置図②につきましても、当初設計では降雪を考慮した設計になっていなかったため露出保温配管保護方法を鋼板製化粧カバーから高耐食鋼板に変更するもので、これにより約98万6,000円を増額するものでございます。

別紙3、換気設備工（排風機器配置図）ですが、排風機の設置を本来天井づりとすべきだったところを床置きで設計していたことから変更するもので、これにより約270万円を増額するものでございます。

別紙4、衛生器具設備工（給水・給湯配管図）ですが、本来当初設計で計上すべきだった給湯・給水栓及び混合・単水栓の計上漏れが確認されたため追加するもので、これにより約594万5,000円を増額とするものでございます。

次に、別紙5、排水設備工（床排水系統図）ですが、当初設計では高温排水、雑排水、床排水の配水系統が混在し一部2重トラップになっている箇所があったことから配水系統を分離させるよう変更したもので、これにより255万8,000円を増額するものでございます。

次に、別紙6、排水設備工（雨水排水管敷設図）ですが、新設雨水排水管の流末排水

管の記載漏れ、計上漏れが確認されたことから追加するもので、これにより約289万7,000円を増額するものでございます。

次に、別紙7、排水処理設備工（除害施設図）ですが、土留め作業を進めていく中で転石、岩盤等が確認され当初設計どおりの土留め作業が不可能となったことからオープン掘削に変更したもので、これにより約253万3,000円を増額するものでございます。

次に、別紙8、仮設切替え工（埋設配管撤去・再敷設図①）ですが、渡り廊下新設工事を進めていく中で既設配管にはなかった講堂への既設給水管が確認され撤去、再敷設が必要となったもの、また既設図面にはない不明な埋設物も確認され撤去が必要となったものでございます。

別紙9、仮設切替え工（埋設配管撤去・再敷設図②）ですが、同じく渡り廊下新設工事を進めていく中で消防用水槽への既設給水管について既設図面に記載のあった埋設位置との不整合があり、既設排水管の老朽化が激しかったこともありまして影響範囲外も含めて撤去、再敷設が必要となったものでございます。また、既設図面にはない不明な埋設物も確認され撤去が必要となったものでございます。これにより、別紙8と別紙9を合わせまして約138万9,000円を増額するものでございます。

別紙10、仮設切替え工（仮設排水管敷設・撤去図）ですが、既設埋設物の確認ができる図面がなかったため工事に影響のないスペースを利用した仮設排水管の設置と撤去が必要となったもので、これにより約580万円を増額するものでございます。

別紙11、仮設切替え工（雨水排水管経路変更図）ですが、中学校校舎側からの雨水排水処理について既存配水系統から流末系統を切り替える必要となったことから変更するもので、これにより約370万2,000円を増額するものでございます。

以上のことから、請負金額を2,669万7,000円増額し、2億3,896万4,000円とするものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 一問一答でないので、少しまとめてお伺いします。

まずもって第1番目に、こういった図面が2種類出ているわけですね。久慈設計のものと晃和工業ですか、晃和工業で出しているというのは必要に応じて自分で作ったと、久慈設計のものを参考にしながら作ったということなんですが、その中でこの2つに分けられた違い、分かった時点の違いでこういうふうになったのか、それとも久慈設計は

久慈設計でこれは失敗だと思って直したのかという点が第1番目のお伺いしたい点です。

それから、2番目に、先ほど全協の中でお話があったようにこういった設計上のミスあるいはそういったものについて課長は今までの過去のほかの例と比べて請求できる点、経費のかかり増しを請求できる点等について検討していくという話でしたが、現在の段階では間違いなく大衡村それから各業者に対して負担をかけていることは間違いのないわけですね。そういった点を考慮して実施できるのかというような考えをひとつ伺いたいと。

それからもう一つ、単純ミスというか、大衡村のことを知らないで設計したよなんて、例えば防雪フードがつかないとか降雪のガードが甘いとかそういったものとか、そういった設計業者を選ぶ際にこれからの問題としては大変今回のことは参考になったと思うんです。ただ、皆さんからもいろいろ出ていましたように、給水栓とか約50個のものがまるっきり新たにというか問題視されるような点を雑にしているというのは、設計屋にすれば私は考えられないと思うんですよね。それほどでたらめな設計屋なのかなという事で改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、図面が2種類ある点でございますが、当初実施設計につきましては設計会社が作成したものでございますが、その後発注後請負業者におきまして設計図面あとは仕様書等々を確認した上で施工図を作成します。その施工図が必要になった部分で作成したものににつきましては施工業者が作成しますので、そういったことから久慈設計が作成した図面と施工業者である晃和工業が作成した図面2種類が出てくるとご認識いただければと思います。

それと、設計ミスの関係で村に負担がかかっているということでございますが、内容等につきましては今後精査が必要と考えてございますが、間違いなく言えるのは工期が延期になったことで現在の給食センターが約2か月ほど延長して当初予定になかった部分を操業しなければいけないということで、賃借物関係が余計に村として支出がかかってくるという部分がございます。そういった部分につきましては、村として明らかに当初予定していなかったものとして総額の支出が増えているものかなとは認識しておりますので、そういった部分についてはしっかりとした対応を取っていく必要があると考えてございます。

また、3点目の単純な設計ミスの部分等につきましては、やはり通常では考えられな

い部分というところもご指摘のとおりという形で認識しております。本来であれば、設計したものを会社内でしっかり照査する、チェックする担当がいて、より専門性の高い人間がいて、そういった部分をチェックした中でそういったミスを少なくして成果品を納めるという部分も必要と認識しておりますし、また村でも成果品を受け取る際に確認をした上でチェック、確認ができたものもあったのではなかったかなという部分で村としても反省する部分があると認識してございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） こういった工事の場合は、設計業者と実施する業者との打合せとかそういうものが必ず行われるものかなと。図面だけ渡してやっているわけではないんでしょうから、時々1週間に1回なりは監修というかそういうもので、その金も入ったの請負金とかそういうものになっているような、私はそういう記憶をしているわけですが。そういう意味では、こういう間違いを実施業者が造るような段階になるまでに設計業者は知らなかったのかどうかという意味で改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工事を発注しまして請け負った施工業者が仕様書を確認して、こういった点について誤りがあるんじゃないかというご指摘を受けて判明したミスというものもあったと認識してございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今回特に触れていないのが、電気関係でもまるっきり容量ミスで工期が2か月も遅れる、それだけで遅れるわけではないんでしょうけれども、そういったもので納入的なものは即できたのかという意味で、この給水設備とかそういったものを含めて納入というのは気づいた時点ですぐに対応できたのかという意味でひとつお伺いします。

それから、こういった大衡村で監督員にこれでは駄目だという分かった相談といいますかそういったものとか、これからの計画という打合せを業者なりと間違いなく、うちの担当はそういった抜かりはないと思いますけれども、そういった意味では十二分に進行、自分たちの思うように進行できたかという意味で改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 電気の関係でミスがありまして、キュービクルの関係で製品の誤りという部分が分かった段階では施工業者から工事管理業者に上がって、その上で検

討した上で村に上がってきて、その上で必要という部分で、その時点でできる限りのものとして納入を早く納めるようにということの対応はさせていただいておりました。

また、村の対応といたしましても、工事管理する業者を管理する立場の発注者の立場でもあります。そういった部分では、専門の部分でどうしても職員としてもなかなか専門性が高い部分は把握しかねる部分として有資格者、一級建築士とかそういった資格のある業者に委託をするという形でやっておったんですけれども、その中でも例えば先ほどご指摘のあった防雪フードの関係ですとか給水栓の関係とか成果品の中で精査をする中で村としても確認をすべきだったこともあったと反省しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） まず、先日8月4日の第4回臨時会は、私は同日に招集のありました宮城県後期高齢者医療広域連合の決算議会、これは6月下旬にはもう招集されておりました。その関係で村議会臨時会は届出欠席をしましたが、先ほどの全協における議長挨拶にも大衡村のためにという大きい意味合いの言葉の挨拶がありました。そういうことで、私は8月4日は欠席したという立場で改めて本日本議案に関連し質問をさせていただきます。先ほどの全協あるいは8月4日臨時会における質疑と重複する点があるかもわかりませんが、ご了承いただきます。

まず、7月27日開催されました産業教育常任委員会、現地調査ということで新給食センターを調査いたしました。その際、担当課長、課長補佐、そして工事担当の職員が立ち会い、ほぼ完成の状況を課長補佐からとうとうと説明をいただきました。ああ、立派なものができつつあるなど。現地調査の最後に5月9日の全員協議会で、先ほど前者からも質問のキュービクル、5月9日の全協で容量不足ゆえに設備の増量をせざるを得ないという全協での説明があったわけですので、それについて電気室の外部の鉄扉を開けて、補佐に説明してほしいという、こちらから求めて説明をいただきました。そして、その日の午後、常任委員会、所管事務のその他説明で課長から今回提案されております変更についての説明はありましたが、具体的に何か所あるいは変更額についての説明はなかったと私は記憶しております。しかし、後日タブレットにアップされた議案書、それから関連の説明図面を見て追加箇所の多さと、いろいろ質疑がありましたけれども追加箇所の多さと、電気設備、キュービクルが852万円の追加に対し、建築と機械設備で4,000万円からの増額、これは正直驚かされました。あまりにも多額の増加であります。なぜ、現地調査の際に説明役から今回の変更について具体的に説明する責任があったは

ずです。一言も触れていませんでした。常任委員会を軽視したと、私はそういうことを本日申し上げたいと。今回の現地調査、出来高の説明も必要でしたが、それ以上にこの4,800万円の追加変更、この辺をやはり重視する説明をしてほしかったと私は考えております。理解を得る絶好のチャンスだったなと思う中で、非常にその辺、不思議に思っておるのも一つであります。これは、都市建設課だけでなく全職員に申し上げたいのは、庁内あるいは課内の調整が不足していたのではないかと。その辺を伺いたい。先ほどの全員協議会で村長が最終決裁、今回の内容について決裁したのが8月に入ってから最終決裁。4,800万円の補正、村長決裁、議会提案に向けて8月4日に招集されている議案の内容ですね、最終決裁が8月に入ってから。職員の皆さんに訴えたいことは、それで大衡村の行政が成り立っているんですかということであります。いろいろ申し上げましたけれども、いかに4,800万円の請負契約変更、金額面、内容からして給食センターもうすぐ完成します。いかに重要な、今回、意味合いでの提案かと、その辺、やはり改めて私は内部調整の不備、全庁内あるいは課内、課長だけにここで質問しても課長が答弁するわけですが、職員の方々に訴えたいということで、課長、答弁をお願いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、臨時議会に至るまで議会に対しまして説明が不足していたこと、また対応が不十分であったことにつきましては、指摘、真摯に受け止めておわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。ご指摘のとおり、本来であれば本議会前に金額も含めて内容、変更理由等の説明をさせていただくべきであり、結果的に本会議での説明となってしまいました。原因は、ご指摘のとおり課内での調整不足も含めいろいろな面で調整が不十分であったことも要因の一つであると考えてございます。当課といたしましては、説明が遅くなつてはしましたが、少なくともご指摘のありました常任委員会の席ではご説明をさせていただくような準備を進めてきたところではございました。経緯といたしましては、6月中旬に各施工業者に対しまして変更資料を7月7日を提出期限に工事管理業者に提出するよう指示をしております、その後取りまとめの上、常任委員会等で変更の内容そして変更の金額等のご説明をさせていただくように段取りをしていたところではございました。しかしながら、結果的に資料の提出が遅れたことやその後の内容の確認の経過の中で各業者とのやり取りに期間を要してしまひまして、結果として7月27日の常任委員会では取りまとめをそこまですることができなかつたということでございます。この点につきましても、いずれいろい

ろと調整の不足があったと思いますし、最終結果を報告できなかったということは事実でございますし、ただ最終的な金額がその時点でお示しできなかったとしても途中経過だけでもご報告をさせていただくべきだったなと反省するところでございます。やり取りの過程の中では、一回のやり取りの中で多額の変更の金額が動くというところがあってなかなかちょっと誤った説明になってしまうのではないかとということもあってちょっと説明しかねてしまったというところではございますが、いずれにしましてもご指摘を重く受け止めて今後改めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 現地に行っているわけですから、金額等が未定であってもこの部分は多額の追加が必要なんです、この部分は多額の追加が必要なんです、室外機、屋外機にしてもフードは当初なかったんだけどもこういうことをつけなきゃいけないんです、そういう説明はできたと私は思います。ぜひ議決行為の重要性や議会に対する事前説明の在り方、これは全ての部署、課、ぜひ反省し今後に向けて考えていただきたい。

今回、給食センター整備事業に関連しいろいろと誤解を招いたことや指摘されることが数々ありました。あまりにも多過ぎます。今回の請負契約の変更も、私の経験を申し上げますと恐縮ですけれども、実施設計業務を受注した設計屋における一つの設計上のミス、全部が全部とは言い切れないと思いますけれども、建築工事の既設物の撤去などは建設予定地の調査不足、あるいは変圧器の容量不足などは計画する機械設備を積み上げればどの程度のキュービクルを必要とするか、あつてはならないミスであったのかなとも思います。それから、新聞報道された厨房設備購入の入札関係も設計屋が実施設計業務を進める上でのやり方の悪さ、私はそのように考えております。そこで指名委員会の委員長でもある副村長、その辺、どのように捉えているのか、ぜひ所見をいただきたい。

議長（高橋浩之君） 副村長。

副村長（早坂 勝伸君） まずもって、今回の変更契約の関係について議決をお願いするに当たりまして、それに先立ってタイミングを捉えての説明がなされていなかったということにつきましては私からもおわびを申し上げる次第でございます。今回の変更契約、都市建設課だけの問題ではございません。議決関係につきましては全ての課に言えるということになりますので、その点につきましても今後機会を捉えまして話していきたいと思うところでございます。

また、今回のような設計のミスあるいは計上漏れなど通常では考えられないことが多々起こっております。建築の場合、1人で全ての設計をするのではなく、それぞれ専門分野の設計士が設計を行いましてそれらを取りまとめて一つの成果品にするという形になっているということでございますので、会社における意思の疎通が図られていなかったのではないかと思うところでございます。しかしながら、村としてはそれで済ませるような問題でもございませんので、今回の設計ミスの要因はどこにあるのか、何なのか、それらを十分に検証する必要があると認識しているところでございます。なお、今後にはなりますけれども、成果品を村が受領した段階におきましては1人だけの職員が確認するのではなく複数の職員での確認、あるいはそれを見ることのできる職員、要はスキルアップですか、そういったものを図っていく必要があるということでございます。

また、新聞報道の関係でありますけれども、村としての関わり方をどのようにすべきなのか、この点についても十分考えていかなければならないと思うところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） ぜひ全庁、全職員挙げて、副村長おっしゃるとおり今後に向けてよい意味での意識改革をぜひやっていただきたいと要望したいと思います。

設計ミス、設計不足があったのは事実であります。給食センターの完成が遅れ、前議員の質問にもありましたけれども、既存給食センターの業務委託の関係等々において予算、これから追加する分も出てくるのかなとも考えるものでありますけれども、村は村民から信頼をなくし、余計な気苦労をし、迷惑なことだらけかなとも私は考えます。執行部側としてもですね。先ほど全協において都市建設課長から設計屋に対してはいろいろ精査、調査をしてこれから考えるという答弁もありましたけれども、設計屋の出方といたしますか、謝罪やらおわび、それとも開き直って何のことないのか。改めて村に対する姿勢を伺いたい。また、今後村として今回の委託している設計屋に対するペナルティ一的な指名停止とかですね、その辺をどう考えていくのか。設計、施工管理という重責を担った立場の業務を受けているわけですので、その辺、村としての考えを最後に質問し終わります。

議長（高橋浩之君） 副村長。

副村長（早坂 勝伸君） まずもって、業務委託関係でございますけれども、完成が遅れたことによる増額の補正はないと理解をしているところでございます。したがいまして、現

在の予算内で収まるということでございます。

また、村民に対して新聞紙上をにぎわせまして、大変なご心配をおかけしているところでございます。この点につきましては、村民の皆様並びに議員の皆様におわびを申し上げる次第でございます。

あと、設計会社の関係でありますけれども、設計会社からは昨日担当課に土曜日の新聞の関係でおわびに伺いたい、役員がおわびに伺いたいという連絡があったそうなんですけれども、昨日はちょっと日程調整がつきませんでしたので後日改めてというお話をさせていただいているところでございます。

また最後、ペナルティー関係でございます。この関係につきましては、事業完了後になりますけれども他の自治体等々の状況を判断しながら村としてはしかるべき措置を取りたいと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次、細川運一君。

8番（細川運一君） 予算内であっても設計変更、契約変更が必要になった場合、その手続が必要になった場合、速やかにその手続を行って上司の許可を得て工事というのは進められるべきものなんではないかと素人的には思います。変更工事が進められているのに村長が分からないという状況は、私はあり得ないのではないかなと思っておりますし、この給食センターにおいてもそのようなことはなかったんだろうと理解しております。河北新報にこの機械の請負契約で7件の変更があって、そのうち2件については設計当初にあるべきものが漏れていたという報道もなされておまして、そのような設計書を受け取って施工業者に発注をした村の責任というのはどうなっているのという村民の声もあります、正直に申し上げて。少ない人数で大きな設計図書に目を通して、その細部にわたって審査するというのはなかなか現実的な面で無理だということも私も分かりますけれども、そういう厳しい声も村民の中にはございます。

村長が就任されてから全員協議会が数回開かれておりますけれども、その中でいろいろなことを議会に対して逐次説明をいただいておりますけれども、この設計変更の案件というのは一連の流れの中での一つの案件としても、一つの議決案件としても、当然議会に対して全協で説明する優先順位が最高位ではないかと私は思います。なぜそのような全協、事前説明の日程を調整されなかったのか。全協で私もちょっとご質問した経緯もございますけれども、なぜ日程的、手続的に全協を開催されなかったのか、その辺を村長ご自身にお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、細川議員の質問、ごもっともでございます。今回の変更契約に至るまで産業教育常任委員会や全員協議会、そういった部分で説明できたはず、そして説明すべきである、そういう機会があった中で今回の変更契約に関する説明という形になってしまったこと、本当に心からおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

そんな中で、やはり村の責任というものは痛感しているところでございます。専門性が高く職員では対応できない業務もあることから、設計業者及び積算を含めて一級建築士の有識者のある建築コンサルタントに委託したのもございました。村は発注業者でもございますので、請負者の監督、指導など一定的な責任はあると認識、私もしているところでございます。また、業者の事業の過程の中で要所、要所で説明、そういうこともできたのではないか、事業の進め方に問題があったと本当に反省しているところでございます。今後、事業の進め方に対しましてもきちんとした対応をしてまいりたい、そして再発防止としては今後こういうことが起こらないよう改めて設計業者、成果品の納入前にいろいろな内部での調査とかチェック体制を行い指導していく、そして設計業者や村との打合せ、そういうものの在り方についても確認、そして事業の進め方を点検してまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 副村長から設計業者がおわびに伺いたいというような申出があったというご発言がございましたけれども、設計業者とお話する上で、このような議会の意見を踏まえて村長としては設計業者にどのようなご発言をなさるお考えでいらっしゃいますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、このような設計ミス、あってはならない設計ミス、本当に多々あったこと、そういったことについては本当に設計業者に対して成果の不備ですか、そういうものがいろいろとあったことを把握したところをきちんと述べるつもりでございます。そんな中でこういうものを、何ていえばいいんでしょうね、やはり設計業者として村に対する信頼、そういうものもなくした部分もあるということも話させていただきたい。そして、議会の皆さん、そして村民の皆さんに多大なるご迷惑そしてご心配をおかけしたということも話させていただきたいと思います。そして、今後しかるべ

き対応を取っていきたい、そのように考えております。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 給食センターが占める教育の上での位置づけというのは大変高いものがあると思います。残念ながら、ちょっと負のイメージがついたのは残念でございますけれども、これから新しい給食センターが子供たちの健やかな発展に寄与していくために、村長として完成を見た場合、明るい村長のイメージでこの給食センターがいろんな思いで完成をしたということをお伝えをして有効に活用をしていただきたいと思います。以上でございます。

議長（高橋浩之君） 答弁は。（「結構です」の声あり）

次、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 3 点ほど質問をさせていただきます。先ほど全協とここでのご説明を受けましたけれども、最初からそのような説明を受ければよかつたのではないかなと私は思いました。また、いろいろな話の中でやはりあの最初の設計ミスが発端でこのような状況になってしまったということについては、いろいろご説明をいただいて、まさにそのとおりだと思います。ただ、村民の皆さんは、何でその設計ミスを見抜けなかったのかと、村にはそういうチェックをするというか技術者というのがいるのではないのでしょうかというお話も受けました。まさに専門的なことですから 1 人の力では非常に難しいものがあると思いますが、村の方にも何人かの技術者がいるわけですから、そういう方々が一丸となってやればよかつたのかなという気もいたします。また、それを最終的には決裁という形で村で課長、または副村長、村長ということで決裁をすると思いますが、それぞれの方々がそれを見抜けなかったのかどうかということについてお伺いをしたい。

また、村長は 8 月 9 日の河北新報の欄でお話ししたことが載っておりますけれども、二度と起きないようにしかるべき対応を考えたいというお話をしたことが新聞に載っております。まさに、二度と起きないようにそういう対応をするということは非常によいことだと思いますし、やらなきゃいけないと思います。話だけではなくてそれらを実行していただきたいと思いますというわけでございます。やはり今回そのような対応策をきちんとし、あとは二度と起きないように考えるということが非常に大事だと思いますし、その辺の村長の思いを聞きたいと思うことが 2 点目でございます。

あとは、3 点目ですけれども、やはり金額の大きな事業とか実績のない事業、これに

については役場の担当の方が全てやるということは非常に難しいことだと思いますが、やはりそういう事業につきましては県とかいろんな出先があるわけですから、そういうところにいろいろ協議をして教えていただく、または近隣の町村も仲間でございますから先にやったところに行って聞くなりなんなりすればいいかと思います。これが、コンサルとか設計屋に全てお任せをするということでは、やはり主体性が、発注者としての主体性がなくなると思います。そういうことでは思うようにいきませんし、我々村民が払う税金が無駄に使われるようなことがあってはならないと思いますので、そういうことで再発防止といいますかそういうことにつきましても十分に考えていただきたいと思えますし、その辺の考え、決意表明といいますか、やはりこういうふうにしたい、すみませんでしたというだけではやはり村民は納得しませんので、こういう形でこういうふうにしていきたいと、二度と起きないようにしますというようなことをお話をいただく大変ありがたいのではないかと思います。私からは以上3点を質問させていただきます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 一番最初の質問、最初からこの設計ミスを見抜けなかったのか、決裁する時点で見抜けなかったかということでございます。決裁する時点で見抜けなかったといえば見抜けなかったのかもしれませんが、やはり各課に私もお願いしておりますし、課の体制の中できちんとした仕事をするということが一番大事だと思っておりました。そんな中でこのようなことが起きてしまった、そのことについて次の質問にもまた行くわけでもございますけれども、やはり説明不足、分かりにくい、資料の提示とか、そして工事に係る組織内のチェック体制の甘さ、こういうものが今回のことを招いた要因だと思ってございます。様々な点におきまして皆さんから本当に指摘をお受けいたしました。これは真摯に受け止めまして今後事業の進め方、施工内容について組織内のチェック体制の強化、職員の育成、そしてスキルアップ、そういうものを図ってまいりたい。そして皆さんに、やっぱり先ほどのご質問にもありましたけれども、全員協議会、そういうもの、そしてそれから常任委員会、そういうものでも適時にいろいろなことを説明をしていく、そういうようなことが大事だということも職員とともに今回改めて認識したところでございますので、その部分をきちんとしてまいりたい、そのように思っております。

あと、3番目の質問ですね、実績のない事業、そういうことは近隣町村ともいろいろ協議してやる必要があるのではないかということの質問でございます。まさにそのとおり

だと思えます。給食センター、いろんなどころを訪問もした、教育委員会でも見に行っています。そういった部分では、やはりこういうことをもっとも自分たちのところと照らし合わせて考えていくべきものだったと思っております。これからも、先ほど言ったように、こういう部分につきましてもきちんとしたチェック体制そして職員のスキルアップを高くしてまいりたい、そのように考えております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今村長からお話がありましたけれども、まさに決裁をするときにやはり分からなければ担当課長とか担当者呼んで納得いくまで答えを見いだしませんと最後にはこういうふうな形になるということも想定されますので、今後やはりもっとも疑問を持ったときは村長がいつも言っております「答えは現場にある」というお話をしておりますから、現場をよく見て、それで自分の考えと担当者の考えが合っているかどうか、価格に間違いがないのかどうかよくチェックをしていただくと今回のような大きな変更にはならなくて済むのではないかと。小さい変更というのは当然工事をやれば何か出てくることありますからそういうふうなことを言っているわけではありませんでね、大きなことについてはそういうふうにしていただくとありがたいと思えます。また、よく役場のやはりスキルアップ、または強化なりいろんなことをしていきますよと、育成しますよとか何かという話は口で言うのは非常に簡単でございます、それではどういうことをするのかというのはいわゆる我々議員としても村民の方についてもそのように思えますので、例えばこういう大きいものについてはこういうマニュアルを作ってこういうときはこういうふうに対応していかなくちゃいけないとか、そういうふうにしていきませんと後々の後継の役場職員もまた同じような間違いをしてしまうということもございまして、やはりそういうこと、または研修ですね、我々にもよく議員にも、新しい議員に研修というのがありますけれども、職員の皆さんも新しいことをするときにはそういう研修をしていただいて、やはり技術もあとは考え方も身につけていただければ、今後そういうことからすれば、今言っているような二度と同じような間違いを起ささないという強い決意を示しているようでございまして、そのような形で今後役場として頑張っていたきたいと思えますし、我々もやっぱり村民のチェック機関でございまして、やはり言わなくちゃいけないことは言わせていただくということでございまして、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 答弁はありますか。（「村長のほうからもしあれば」の声あり）村長。

村長（小川ひろみ君）　そうですね、本当に現場と密着して施工業者そして設計業者、様々な業者が今回関わっております。そして、職員も関わった中で起きてしまったミスという部分にもなります。やはりこういうことを口で言うのは本当に、鈴木議員がおっしゃるように簡単で、スキルアップをしていく、チェック体制の強化をしていくということは簡単だからマニュアルを作ったらいいんじゃないかというご質問だったと思います。そういう部分も含めて、これから職員とともにいろいろ課長会議、そういう部分でもグループ会議みたいなものをつくりましてきちんとした体制強化、そういうものを図ってまいりたい、そのように思っているところでございます。また、研修ですね、職員の研修も必要ではないかという温かいお言葉をいただきました。今回、この事業を進めながら今一番大事になっているのがDXの推進という部分になっております。このDXの推進も、やはり本当に専門的なノウハウを持っている方でなければできない部分がたくさんあります。職員だけでは本当に到底大変なことになっております。そういう部分も含めて職員にも、そのノウハウを高く持っている職員を厳選しまして今回今月の末に研修に行くような形になっております。そういうことも含めて、私はとにかく職員にもとにかく研修に行ってくれということをいつも言っております。そういう部分でこれからも研修、そういうものも職員にさせていきたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解、そういうものをお願いしたいと思っております。以上です。

本当にこのたびは大変申し訳ございませんでした。

議長（高橋浩之君）　石川　敏君。

11番（石川　敏君）　各議員、皆さんの質疑でほぼ出尽くした感じがあります。今回の学校給食センターの工事関係、補正予算の増額、建築なり電気設備、機械設備だけでも4,800万円を超える補正増額であります。給食センター整備全体としては、そのほか厨房の備品関係もございまして。総額として8億円を超える事業費になっていると思っております。このような多額の事業費を要する一大事業であります。今回のいろんな様々な途中での変更ということは、通常は特別状況が変わらない限りあり得ないような増額変更もあるわけですが、実際には、です。ですので、今回のこのような事態の原因、問題というのはどういったところにあったのか、やっぱりきちんとそういう部分を検証してこのようなことがないように生かす必要があると思っております。やっぱりこの場での質疑やり取りだけで、いろんな答弁をいただいておりますけれども、それだけじゃなくて具体的にその辺を取りまとめして検証すべきだろうと私は考えます。村の工事関係、大分様々あるわけですがけれど

も、ほとんどの事業、工事関係が都市建設課に集中だと思います。1つの課でかなりの負担だと思います、職員の皆さんもですね。今後もいろんな工事関係の事業が続いてくると思います。排水処理場なりあるいは公共施設、庁舎なり、やっぱり大規模なそういう工事関係の事業も控えているわけですので、具体的なその工事施工管理に当たっての、何ていうんでしょうね、そういう対応策をまとめる、先ほどの質疑でもありましたけれども具体的なマニュアル策みたいなものをつくって、やっぱり職員だけで対応できない部分も出てくると思います。そういうことにどういった対応の仕方をするかということも村としてきちんと方向性を定めておく必要があると思います。そういうことで今後の考え方について改めて伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今回、やはりこのいろんなミス、やはり現場を優先する、そこがあまりぎりぎりになってしまったことが、協議もしないで、現場を、早くとにかく工事を終わらせるという部分に集中してしまったことも要因ではないかと思っております。そういう部分も踏まえて、これからやはり村として再発防止といたしましては、先ほども申しましたけれども、改めて内部での調査、あと先ほども何回も言いますがチェック体制、こういったものをみんなで考えそして、やはり本当にプロフェッショナルでございますので、各課プロフェッショナルの上のもの、課長、そして課長補佐、そういう部分も後任というかあとの職員、主査、主事、主任、いろいろな方々にやはりきちんとした指導をしていく指導体制、そういうことも強化してまいりたい、そのように思っているところであります。また、業者との打合せ、こういうものもやはり本当に大丈夫だったのかということも私も何回も申し上げております。そういうことも踏まえて、今後、先ほど石川議員からありましたように、大きなプロジェクトがまだまだございます。老朽化対策、様々な部分でこのような大きな金額における事業がこれから進められていくこととなります。そういう部分も踏まえてしっかりと職員、そういうものの体制強化をしてまいりたい、そのように思っております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今村長から答弁をいただきました。やっぱり今回の件を糧として今後のこのような工事、施工の管理、実施に当たっていただきたいと思います。それで、あとやっぱり我々議会にも適切な時期にそれなりの説明も必要だと思います。やっぱりそういう部分の過程が説明不足という部分にも起因する部分もありますので、ぜひそういう

部分にも気を払っていただければと思います。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。次、文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） ほとんどの議員の方がご質問なされてほとんどなくなったわけなんですけれども、私から申し上げたいのは先ほど産業教育常任委員会の件について佐野議員からる説明がございました。7月27日でしたか、産業教育常任委員会の中でこの給食センターを見てきたときの様子をつぶさに説明をしていただきました。まさに佐野委員の言ったとおりでございます。それで、私らもあのときはもうこのままですぐ夏休みが終わってもうすぐ給食が出せるんじゃないかなと思うくらい、錯覚するくらい準備が整っていたように思って帰ってきたわけなんですけれども、そこでこんなことが降って湧いたように出てきた。しかも、先ほど来村長の答弁の中に何回も出てくるんですけれども設計ミス、設計ミスというのがいっぱい出てきているわけなんですよね。それで、9日の新聞にその8日の議会で否決されたということが載った。そうしたら設計屋のほうでおわびに来たいというお話があったというお話を承りました。ちょっと都合がつかなくて先に延びたようでございますけれども、そのときに、おわびに来たときに村としてどなたとどなたが対応に当たるのか。あるいは議会から誰かその中に入っていただく方がいらっしゃるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今のところ考えているのは、私と副村長、それから教育長、そして担当課長、そして担当職員、そのように考えております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今日どのような結果になるかは分かりませんが、これは。私も想像もつきませんので分かりませんが、これだけ議会の中で問題視されたこととございますので、議長あるいはもう少し議員の方にも出席願ってそれを聞くだけでもいいから聞かせていただけないのかなと私は思ったんですけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、産業教育常任委員会である文屋議員からそのようなお言葉をいただきました。その旨も今後考えてまいりたい、そのように思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私は今委員長を承っておりますけれども、こうしたものに対してはずぶの素人でございます。素人でございますので、私も図面を見せられたときにはこうした

50か所も給水管とか排水管がないというのは分かりませんでした。ここに出てきて初めて分かるような状況なんですけれども、やはりこういうことにも産業教育常任委員会の委員の中にはたけている方もいらっしゃいますので、そういう方にもぜひ参考になると思いますので、この設計屋がなぜこのようなことをしたのかという理由づけを後から聞くんじゃなくてその現場で聞きたいと思うんですよ。ぜひ、そういうことができるのであればお願いしたいと思って質問に立ちました。よろしくをお願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、ぜひ議会からも私たちの設計屋との話合いの中に入っていて、そのような設計業者がなぜこのようなミスをしたということをきちんとつぶさに見ていただきたい、そのように思っております。その節はどうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） いろいろ説明をいただきました。議員の中でも若干理解できない部分の中にはあるかと思いますが、前回の臨時会よりはずっとよかったかなと思ってございます。こういった資料が前回の資料の中に入ってくれば一件落着という部分で理解しております。前回の臨時会で基金と一般会計という部分でお話を聞きました。その割合的な部分というのは、ノウハウというか分かれば、一般会計が3割とかそういった部分が分かれば、一応税金ですから、税金を投入するわけでございます。そういった部分が分かればお教え願いたいなと思います。またあと、職員間の連携ということでいろんな部分、議員からお話があつて内部調整だったりスキルアップだったりということで、まず隣の課を見渡してみてもらって、みんなどうやって仕事しているのかなと。フロア、そして1階、2階ありますから、職員の顔、顔、わあ、苦しうだなあ、ああ、何を頑張っているかなというのを全体を見据えて楽しい職場であってほしいなと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。資金のほうだけ、分かればお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 一般の学校給食センターの整備事業、令和2年度の基本設計から始まっております。今般の変更契約後を想定しますと、総事業費で約8億4,700万円の事業費となっております。そのうち基金であります防衛の9条基金でございますが、充当します予定は6億8,100万円ほど、地方債、起債ですね、こちらが1億890万円ほど、

残りが一般財源となりまして5,700万円というような財源内訳でございます。このような事業予定でございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 設計業者ですか、おわびに来るという話が出てきましたね。文屋議員からは、一部議員も同席してもいいんじゃないかという話も出ました。やはりこのように議案が一回通らなかったわけですね。そんな中であって執行部、あるいは一部の議員出席の下でおわびの形を取るよりも議場内でおわびさせる、そういう考え、村長持っていますか。その1点だけお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 遠藤議員から議場内でおわびをそのような業者にさせるということもいいんでないかというご質問でございますけれども、今のところそこは考えていないということになります。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） やめようと思ったんですけれども、じゃあ、我々はどのようなおわびで、どのような形でとか全然分からないわけですよ。村長、副村長、教育長が入りますからそのおわびの中で湾曲はしないと思いますけれども、やっぱりこういう今まで過去に前例がなかった問題ですから、私としては個人の考えとしてはやっぱりこの場で、村長はないと言うけれども、私の考えとしてはこの場でおわびをさせるのが一つの道筋だと思うんですけれども、改めて。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 何度も申すようでございますけれども、今のところは考えがないというところで今日のところはお願いしたいと思います。（「考えが甘いんだよ」の声あり）はい。

議長（高橋浩之君） 質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を行います。

討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終結し、これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これもちまして、令和5年第5回大衡村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時47分 閉 会

---